

○菊川市手数料条例（抜粋）

平成 17 年 1 月 17 日  
 条例第 67 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（徴収すべき事項及び金額）

第 2 条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

以下省略

別表第 3（第 2 条関係）

区分		算定単位	手数料
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為の許可申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha 未満	1 件につき 8,600 円
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	1 件につき 22,200 円
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	1 件につき 43,300 円
		0.6ha 以上 1.0ha 未満	1 件につき 86,100 円
		1.0ha 以上 3.0ha 未満	1 件につき 130,100 円
		3.0ha 以上 6.0ha 未満	1 件につき 169,900 円
		6.0ha 以上 10.0ha 未満	1 件につき 220,000 円
		10.0ha 以上	1 件につき 300,500 円
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha 未満	1 件につき 13,000 円
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	1 件につき 30,400 円
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	1 件につき 64,600 円
		0.6ha 以上 1.0ha 未満	1 件につき 119,600 円
		1.0ha 以上 3.0ha 未満	1 件につき 200,000 円
		3.0ha 以上 6.0ha 未満	1 件につき 270,100 円
		6.0ha 以上 10.0ha 未満	1 件につき 339,700 円
		10.0ha 以上	1 件につき 480,300 円
	その他の目的で行う開発行為	0.1ha 未満	1 件につき 86,100 円
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	1 件につき 130,300 円
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	1 件につき 190,300 円
		0.6ha 以上 1.0ha 未満	1 件につき 260,400 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	1 件につき 390,400 円	
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	1 件につき 510,000 円	
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	1 件につき 660,100 円	
	10.0ha 以上	1 件につき 869,800 円	

<p>都市計画法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更許可申請</p>	<p>1 件につき</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。  ただし、その額が 869,800 円を超えるときは、その手数料の額は、869,800 円とする。  ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額  イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請</p>
--	---------------	--

			の項に規定する額に応じ開発行為許可申請の項に規定する額 ウ その他の変更については、 10,300円
都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請	1件につき		46,100円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請	1件につき		25,800円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地の承継の承認申請	1件につき	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha未満のものである場合	1,600円
	1件につき	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は、自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha以上のものである場合	2,700円
	1件につき	承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合	17,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき		470円